

財務諸表

第23期

自 2025年7月 1日
至 2026年6月30日

活動計算書
貸借対照表
財産目録

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2025年度 活動計算書

2025年 7月 1日から 2026年 6月 30日まで

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	214,000		
賛助会員受取会費	1,531,000	1,745,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	54,477,712	54,477,712	
3 事業収益			
国内外の貧困解消及び緊急援助の ための人材派遣事業(GV事業)	27,238,490	27,238,490	
4 その他収益			
受取利息	116,323		
為替差益	600,141		
その他	2,500	718,964	
経常収益計			84,180,166
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	23,593,627		
法定福利費	3,398,732		
福利厚生費	17,484		
通勤費	836,602		
教育訓練費	303,081		
人件費計	28,149,526		
(2)その他経費			
工事費	19,543,206		
寄付金	28,899,351		
保険料	67,610		
地代家賃	2,965,804		
水道光熱費	198,265		
消耗品費	375,088		
減価償却費	132,820		
旅費交通費	1,619,344		
会議費	3,400		
通信費	542,335		
郵便・荷造運賃	53,530		
広告宣伝費	98,140		
業務委託費	895,910		
求人費	1,559,876		
租税公課	3,300		
銀行手数料	217,946		
諸会費	100,000		
その他経費計	57,275,925		
事業費計		85,425,451	
2 管理費			
(1)人件費			
給料手当	4,304,555		
法定福利費	777,743		
福利厚生費	5,282		
通勤費	116,293		
教育訓練費	156,251		
人件費計	5,360,124		
(2)その他経費			
保険料	5,483		

地代家賃	410,196		
水道光熱費	27,422		
消耗品費	15,404		
減価償却費	58,425		
旅費交通費	1,486		
会議費	12,500		
通信費	18,794		
郵便・荷造運賃	32,160		
業務委託費	133,630		
弁護士会計士等報酬	1,903,000		
租税公課	1,500		
銀行手数料	117,150		
諸会費	13,200		
その他経費計	2,750,350		
管理費計		8,110,474	
経常費用計			93,535,925
当期経常増減額			△ 9,355,759
税引前当期正味財産増減額			△ 9,355,759
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			69,193,897
次期繰越正味財産額			59,838,138

2025年度 貸借対照表

2026年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位:円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	72,320,127		
未収金	364,331		
前払費用	502,300		
流動資産合計		73,186,758	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物	188,630		
什器備品	102,226		
有形固定資産計	290,856		
(2)投資その他の資産			
敷金	1,000,000		
保証金	500,000		
投資その他の資産計	1,500,000		
固定資産合計		1,790,856	
資 産 合 計			74,977,614
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	11,611,956		
前受金	2,035,000		
預り金	1,492,520		
流動負債合計		15,139,476	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			15,139,476
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		69,193,897	
当期正味財産増減額		△ 9,355,759	
正 味 財 産 合 計			59,838,138
負債及び正味財産合計			74,977,614

2025年度 財産目録

2026年6月30日 現在

特定非営利活動法人

ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店	66,460,535		
普通預金 三菱UFJ銀行 新宿西支店(米ドル口)	5,290,300		
普通預金 三井住友銀行中野坂上支店	199,557		
郵便貯金	369,735		
未収金	364,331		
前払費用	502,300		
流動資産合計		73,186,758	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
建物			
電気・電話工事	188,630		
什器備品			
パソコン3台	102,226		
有形固定資産計	290,856		
(2)投資その他の資産			
敷金	1,000,000		
保証金	500,000		
投資その他の資産計	1,500,000		
固定資産合計		1,790,856	
資 産 合 計			74,977,614
II 負債の部			
1 流動負債			
未払費用	11,611,956		
前受金	2,035,000		
預り金	1,492,520		
流動負債合計		15,139,476	
2 固定負債			
固定負債合計		0	
負 債 合 計			15,139,476
正 味 財 産			59,838,138

財務諸表の注記

1 重要な会計方針

財務諸表の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2017年12月12日最終改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法を採用しています。

(2) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

該当事項はありません。

(3) ボランティアによる役務の提供

該当事項はありません。

(4) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

2 使途等が制約された寄附金等の内訳

該当事項はありません。

3 固定資産の増減内訳

(単位:円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物	522,504	0	0	522,504	△ 333,874	188,630
什器備品	2,659,887	0	0	2,659,887	△ 2,557,661	102,226
投資その他の資産						
敷金	1,000,000	0	0	1,000,000	-	1,000,000
保証金	500,000	500,000	500,000	500,000	-	500,000
合 計	4,682,391	500,000	500,000	4,682,391	△ 2,891,535	1,790,856

4 役員及びその近親者との取引の内容

役員及びその近親者との取引は以下の通りです。

(単位:円)

科目	財務諸表に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書) 受取寄附金	54,477,712	6,158,892
合 計	54,477,712	6,158,892

5 その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

・ 事業費と管理費の按分方法

各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、人件費、地代家賃および水道光熱費については従事割合に基づき按分しています。

監 査 報 告 書

特定非営利活動法人
ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン

2025年度（FY26：2025年7月～2026年6月）

自 2025年7月 1日
至 2026年6月30日

ふじみ監査法人

独立監査人の監査報告書

2026年8月31日

特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパン
理 事 長 メリン・ビルギッタ・セシリア 殿

ふじみ監査法人

東京事務所

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

村田 俊祐

指 定 社 員

業務執行社員

公認会計士

淡路 洋平

監査意見

当監査法人は、特定非営利活動法人ハビタット・フォー・ヒューマニティ・ジャパンの2025年7月1日から2026年6月30日までの2025年度（FY26：2025年7月～2026年6月）の財務諸表等、すなわち、貸借対照表、活動計算書、財務諸表の注記及び財産目録について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表等が、全ての重要な点において、NPO 法人会計基準に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表等に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、NPO 法人会計基準に準拠して財務諸表等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表等を作成し適切に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表等を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき財務諸表等を作成することが適切であるかどうかを評価し、NPO 法人会計基準に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

財務諸表等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表等に対する意見を

表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・理事者が継続事業を前提として財務諸表等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表等の注記事項が適切でない場合は、財務諸表等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表等の表示及び注記事項が、NPO 法人会計基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表等の表示、構成及び内容、並びに財務諸表等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上